

国立大学法人愛知教育大学年俸制適用職員給与規程

（ 2008年12月24日
規 程 第 106 号 ）

（目的）

第1条 国立大学法人愛知教育大学就業規則（2004年規程第2号。以下「就業規則」という。）第39条の規定に基づき、年俸制の適用を受ける職員（以下「年俸制適用職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 年俸制適用職員とは、以下の各号に掲げる職員とする。

- 一 削除
- 二 国立大学法人愛知教育大学職員採用等に関する規程（2004年規程第3号）第5条第6号に規定する職員

（給与）

第3条 年俸制適用職員の給与は、基本年俸及び諸手当とし、諸手当は通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給とする。

（基本年俸の決定）

第4条 基本年俸の額は、年俸制適用職員の学歴、職歴、業績等を勘案して、別表第2に定める号俸により決定する。なお、基本年俸の額は、その者の任期更新時に勤務実績等を勘案し見直すことができる。

（給与の支払）

第5条 年俸制適用職員の給与は、基本年俸の12分の1の額（以下「基本月額」という。）を国立大学法人愛知教育大学職員給与規程（2004年規程第12号。以下「給与規程」という。）第3条の規定に準じて支給する。

（給与の支給日）

第6条 年俸制適用職員の給与の支給日は、給与規程第2条の規定を準用する。

（基本月額）

第7条 削除

（超過勤務手当）

第8条 所定の勤務日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）に所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた年俸制適用職員には、所定の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、基本給（第2条第2

号に規定する職員（以下「第2号職員」という。）にあっては基本月額）を155で除して得た額（以下「1時間当たりの給与額」という。）の100分の125（その勤務が、深夜において行われた場合及び1ヶ月について60時間を超える部分は100分の150（ただし、1ヶ月について60時間を超える部分で深夜に行われた場合は100分の175））を超過勤務手当として支給する。

（休日給）

第9条 国立大学法人愛知教育大学職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程（2004年規程第10号。以下「労働時間等規程」という。）第12条に規定する休日（労働時間等規程第13条の規定により振替られた休日を含む。）に勤務することを命じられた年俸制適用職員には、勤務を命じられた全時間に対して、勤務1時間につき、1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が、深夜において行われた場合は100分の160、前条の規定に該当する勤務と合わせて、1ヶ月について60時間を超える部分は100分の150（ただし、1ヶ月について60時間を超える部分で深夜に行われた場合は100分の175））を休日給として支給する。

ただし、代休を取得した時は、所定の労働時間に勤務した時間に対して、勤務1時間につき、1時間当たりの給与額の100分の35を支給し、所定の労働時間以外に勤務した時間に対して、勤務1時間につき、1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が、深夜において行われた場合は100分の160、前条の規定に該当する勤務と合わせて、1ヶ月について60時間を超える部分は100分の150（ただし、1ヶ月について60時間を超える部分で深夜に行われた場合は100分の175））を休日給として支給する。

（休職者の給与）

第10条 年俸制適用職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第14条第1項第1号の規定による休職（以下この条において「病気休職」という。）にされたときは、その休職の期間中、給与の全額《労働基準法（昭和22年法律第49号）第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第14条による休業補償給付を受ける額に相当する額を除く額》を支給する。

2 年俸制適用職員が結核性疾患にかかり、病気休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、基本月額の100分の80を支給することができる。

3 年俸制適用職員が前2項以外の心身の故障により、病気休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、基本月額の100分の80を支給することができる。

4 年俸制適用職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第14条第1項第2号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、基本月額の100分の60以内を支給することができる。

5 年俸制適用職員が就業規則第14条第1項第3号の規定に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、基本月額の100分の70以内（業務上の災害若しくは労災保険法第7条第2項に規定する通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の

100以内)を支給することができる。

- 6 年俸制適用職員が就業規則第14条第1項第4号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、基本月額100分の70以内を支給することができる。
- 7 年俸制適用職員が就業規則第14条第1項第5号の規定に基づき休職にされたときは、その休職の期間中、基本月額100分の100以内を支給することができる。
- 8 休職にされた年俸制適用職員には、他の規則に別段の定めがない限り、前7項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

(育児休業等の給与)

第11条 育児休業等をしている年俸制適用職員の給与は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 二 育児短時間勤務を承認された年俸制適用職員の月額、基本給(第2号職員にあっては基本月額)の額に、国立大学法人愛知教育大学職員の育児・介護休業等に関する規程(2004年規程第11号。以下「育児・介護休業等に関する規程」という。)第11条の2により定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 三 年俸制適用職員が育児時間の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(介護休業等の給与)

第12条 介護休業等をしている年俸制適用職員の給与は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 二 介護短時間勤務を承認された年俸制適用職員の月額、基本給(第2号職員にあっては基本月額)の額に、育児・介護休業等に関する規程第11条の3により定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 三 年俸制適用職員が介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(給与の減額)

第13条 職員が勤務しないときは、特に承認があった場合を除き、その勤務しないことにつき、1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日(結核性疾患の場合にあっては、1年)を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、基本月額の半額を減ずる。

(日割計算等)

第14条 新たに年俸制適用職員となった者には、その日から給与を支給する。

2 年俸制適用職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの給与を支給する。

3 年俸制適用職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、給与を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から休日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数計算)

第15条 1時間当たりの給与額を算定する場合においてその額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第16条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(給与規程の準用)

第17条 給与規程第5条、第6条、第19条の2、第29条、第31条の規定は、準用する。

附 則

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2009年規程第36号)

この規程は、2009年7月1日から施行する。

附 則 (2010年規程第67号)

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則 (2012年規程第37号)

この規程は、2012年4月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係） 基本年俸表（一） 削除

別表第 2（第 4 条関係） 基本年俸表（二）

号俸	基本年俸	基本月額
1	3,600,000	300,000
2	3,840,000	320,000
3	4,080,000	340,000
4	4,320,000	360,000
5	4,560,000	380,000
6	4,800,000	400,000
7	5,040,000	420,000
8	5,280,000	440,000
9	5,520,000	460,000
10	5,760,000	480,000
11	6,000,000	500,000
12	6,240,000	520,000
13	6,480,000	540,000
14	6,720,000	560,000
15	6,960,000	580,000
16	7,200,000	600,000
17	7,440,000	620,000
18	7,680,000	640,000
19	7,920,000	660,000
20	8,160,000	680,000
21	8,400,000	700,000
22	8,640,000	720,000
23	8,880,000	740,000
24	9,120,000	760,000
25	9,360,000	780,000
26	9,600,000	800,000
27	9,840,000	820,000
28	10,080,000	840,000
29	10,320,000	860,000
30	10,560,000	880,000
31	10,800,000	900,000
32	11,040,000	920,000
33	11,280,000	940,000
34	11,520,000	960,000
35	11,760,000	980,000
36	12,000,000	1,000,000

備考 この表は第 2 条第 2 号に規定する職員に適用する。